

企業ID取得時の留意点

JAMP情報基盤事業企画WG

JAMP-GP会員で企業ID(*)保有数を検討する場合は、以下の事項に十分配慮し、適切なID数を申請すること。

(*)AIS、MSDS plusのシート上では、会社ID(DUNS等の登録機関のID)と表現している。本資料上では、以下“ID”という。

<代表的な配慮事項>

1. 情報収集時と情報提供時で責任部門が異なる場合

収集用と提供用は別IDを保有しても良い。

2. 「機密保持契約」等でセキュリティ管理が必要なAISやMSDSplus等を流通させる場合

(1) 情報収集側の留意点

情報提供側が「情報収集しようとしているのが誰か? 情報開示できる相手か?」を判断できるようIDを分割すること。

(2) 情報提供側の留意点

情報収集側が、誰に情報提供の要求をしたらいいか特定できるようIDを分割すること。

3. 同一製品型番の製品を複数事業所で組立又は製造等をしている場合

自社内で同一製品型番としているものは、AISやMSDS plusが複数できない様に発行者IDに配慮すること。

(1) AIS、MSDS plusは発行者の企業IDが違っていると、JAMP-GPでは別製品として扱う。

(2) 複数の事業場で製造している同一型番の製品をGP上で同一製品として扱いたい時は、AIS、MSDS plusのIDおよび発行者型番は同一で登録すること。

備考:「JAMP情報流通基盤の利用ガイドライン 3.4項 情報交換する製品の識別ID」より抜粋

“JAMP情報流通基盤で交換される製品のAIS、MSDS plusは、
「企業ID+製品IDで識別される”

4. IDの管理について

(1) 前述のように、IDは任意の数を保有することができるが、その運用管理は各企業が行うことになる。必要以上に多数のIDを保有すると管理が煩雑になる懸念があるため、十分考慮すること。

(2) 管理するIDは、AIS/MSDS plusに記載する内容と同じである必要がある。

以上